

平成29年度 第3回
東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会
2018.2.7

医療的ケア児等に対する相談支援

社会福祉法人
全国重症心身障害児(者)を守る会
重症心身障害児療育相談センター
相談支援係長 等々力 寿純

重症心身障害児療育相談センター

昭和44年 在宅心身障害児のための

重症心身障害児療育相談センター開設

- 本部事務局機能
- 診療所
- あけぼの学園
(児童発達支援センターおよび生活介護事業)
- 日中一時支援事業
- 入浴サービス・地域交流
- 療育相談



重症心身障害児療育相談センターにおける相談事業



※療育相談

心身障害に関し、ご家庭で療育上起こってくる問題、施設入所などもろもろの相談に答え、関係機関と連携して手助けをする。

- ・来所相談
- ・家庭訪問相談
- ・通信相談（電話・メール・手紙など）
- ・巡回療育相談（地方にお住いの方々のために相談チームを編成し、相談会を実施）
- ・相談支援事業

相談支援事業

・平成24年10月1日より

指定特定相談支援事業および指定障害児相談事業を実施

<主たる対象者>

- ・重症心身障害児(者)
- ・医療的ケア児

<対象エリア> 4区1市1村

<職員体制>

・管理者



1名(常勤)

・相談支援専門員



1名(常勤)

重症心身障害児療育相談センターにおける相談支援事業の特徴

・児童福祉法に定義されている「児童」(18歳未満の者)とそれ以外のものを「成人」として捉えた場合、「児童」に該当する方のほうが多く、また何らかの医療的ケアを要する方が「児童」「成人」問わず、ほとんどである。



・相談支援で関わっている医療的ケア児等の中には、医療依存度の高い方々が多く、レスピレーター、気管切開、在宅酸素療法、経管栄養などが必要な超重症児、準超重症児がその多くを占めている。



相談支援とは

地域の障害児者の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の養育者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供を行い、あわせてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与する(障害者総合支援法第5条17項より抜粋)。



相談支援とは

(障害者総合支援法第5条17項を簡単に言うと)

障害者やその家族が、様々なサービスを利用しながら、地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、「望んでいることは何か」「何を支援すればよいか」「支援するときに地域の社会資源はどんな状況か」など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政等とネットワークを構築しながら行う支援。



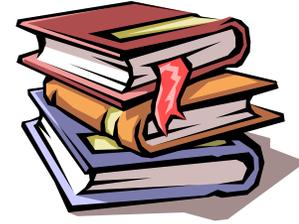
相談支援専門員の主たる業務



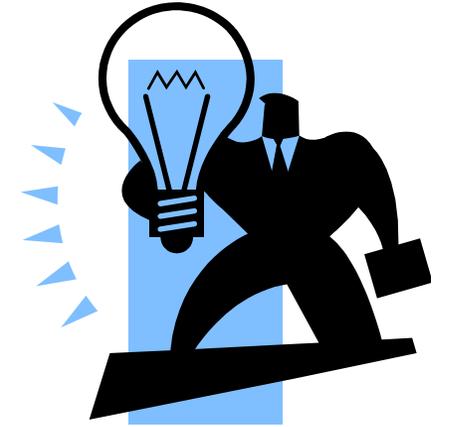
- ・障害児者に適した障害福祉サービス等の情報を広く提供
- ・必要なニーズをアセスメントし、活用できるサービスなどについて、わかりやすく説明
- ・本人が自立した地域生活を送るための総合的な支援(サービス等利用計画)を作成
- ・サービス等利用計画に沿って複数のサービスを調整し、一体的・総合的なサービス提供を確保
- ・地域への働きかけや啓発(障害児者が住み慣れた地域で生活し、活動できるように)

医療的ケア児等を支援する相談支援専門員 に求められる資質・役割

- ・医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- ・本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- ・医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）
- ・多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築
- ・地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力



では…何に力を入れ日々の業務にあたっているか？



- 本人および家族にしっかりと寄り添う
- 多職種連携による支援が行えるようなチームづくり
- 本人中心支援＋家族支援
- 社会生活の充実に向けた視点を持った支援

大切にしていること！

フットワーク



足を使う

本人および家族のもとへ

支援者のもとへ

ネットワーク



顔が見える関係

本人および家族と支援者

支援者間

チームワーク



同じ方向を見る関係

本人および家族と支援者

水平関係構築

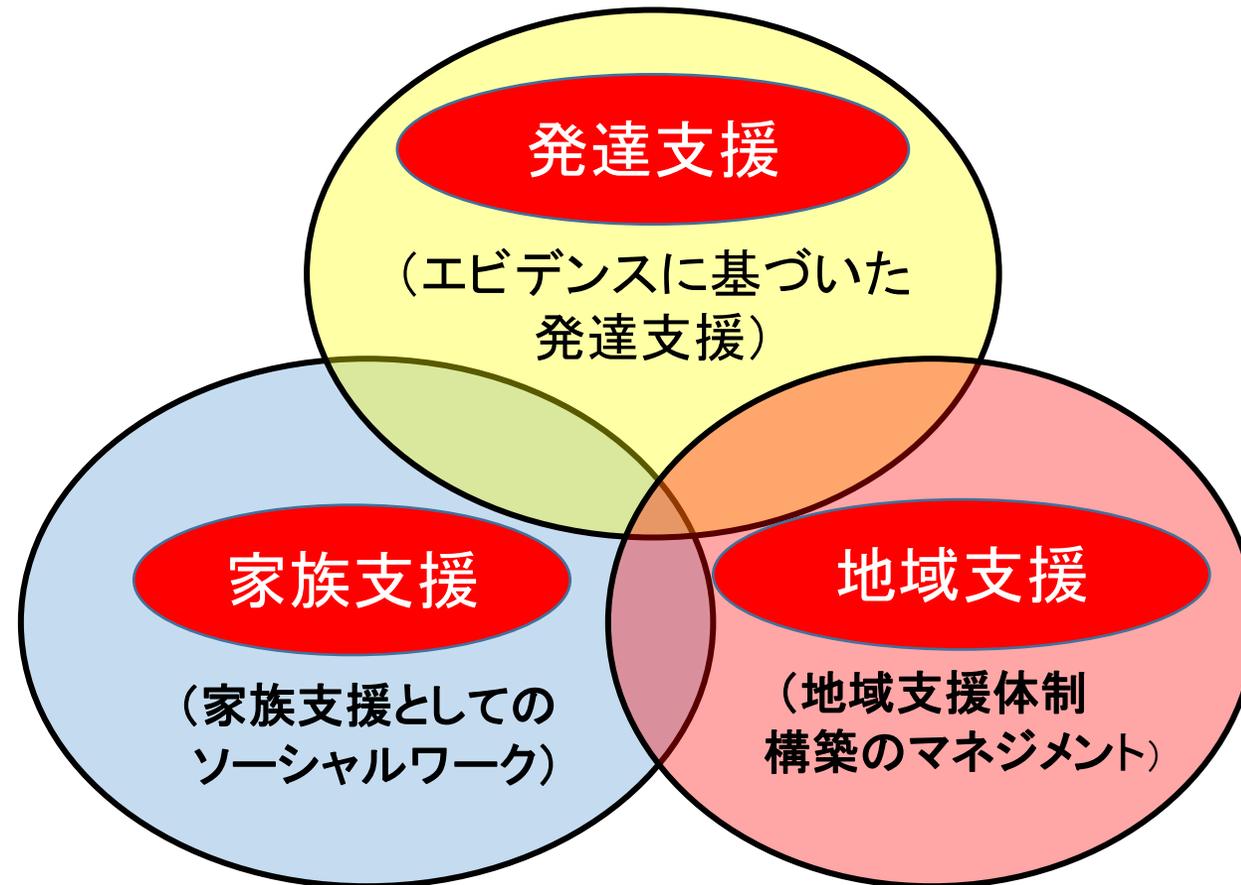
医療的ケア児等への関わり

○エンパワメント→ストレングスに着目
(力の付与)

○アドボカシー
(権利擁護)



医療的ケア児等の支援の3つの要素



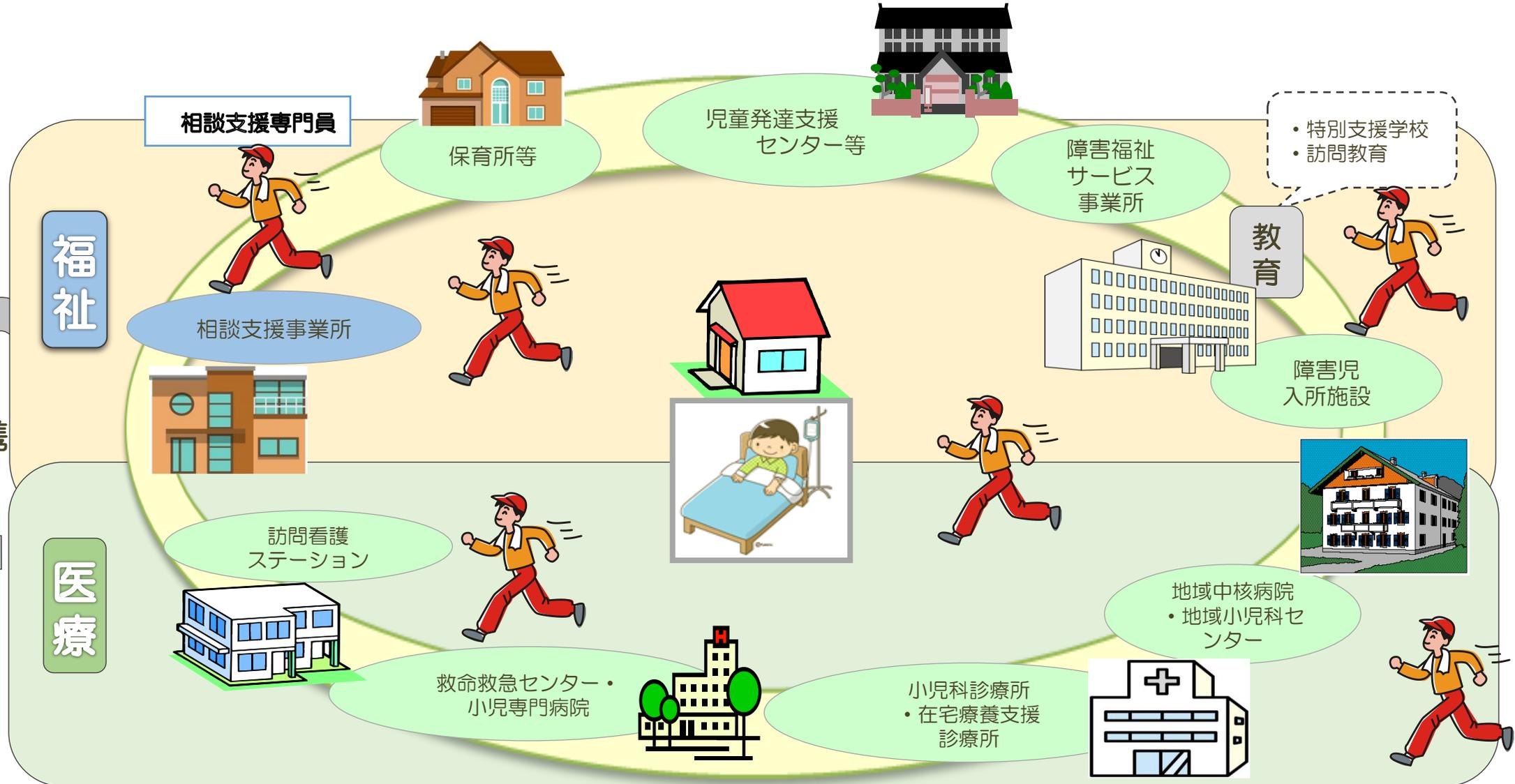
チームづくり・地域連携

市町村・広域

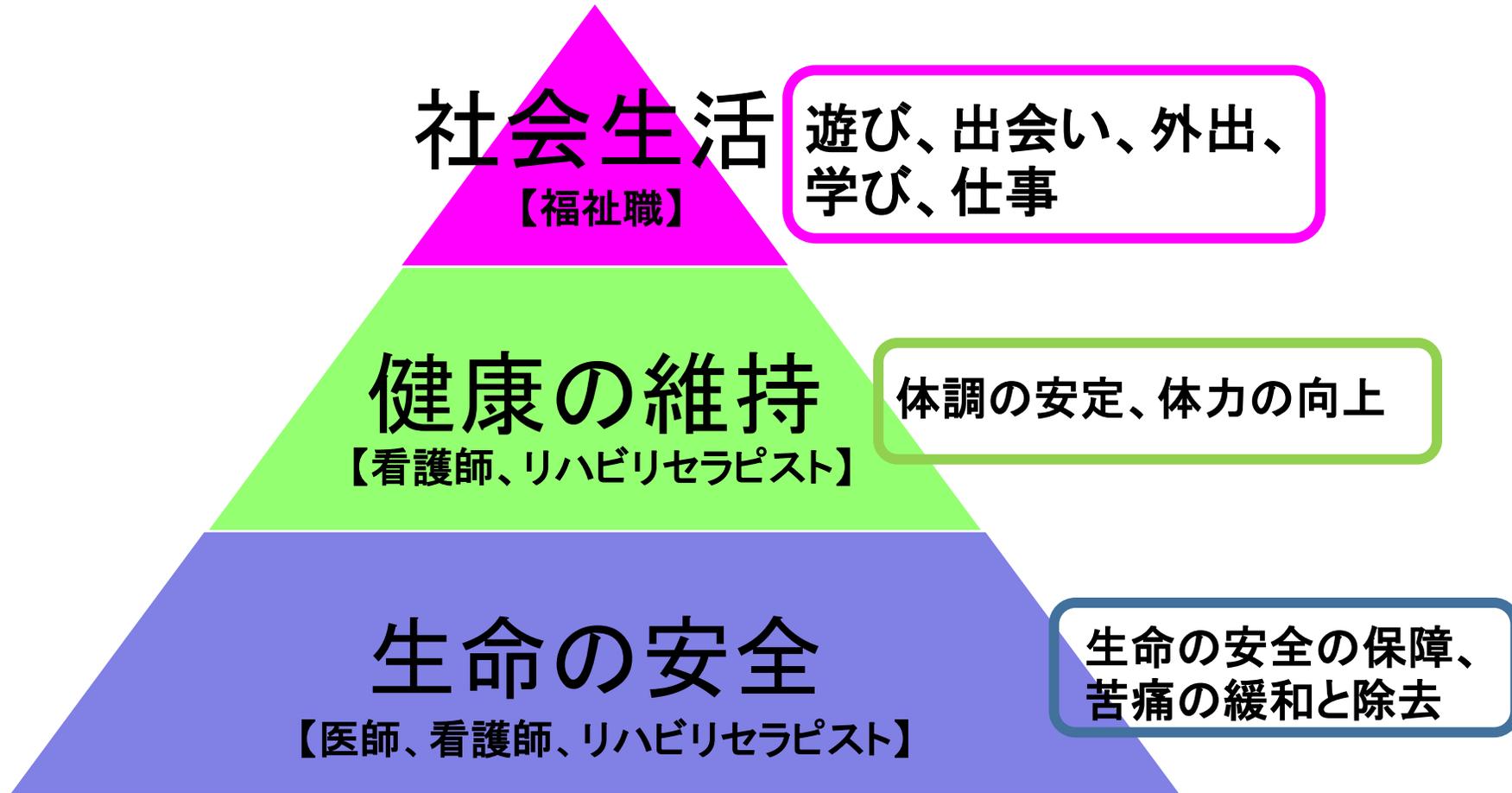
連携

福祉

医療



子どもの生活を支える要素



現在、そしてこれから…

☆子どもは必ず成長する！（大前提を忘れずに！）

・どんなに障害が重くても、医療依存度が高くても、子どもたちを取り巻く大人たちの温かい想いと適切な支援によって、**その子なりに必ず成長発達する。**



＜目指すべき支援＞

☆成長していくお子さん、ご家族の伴走者として、

共に悩み、考え、行動する存在になれるように！

一人でも多くの利用者さん、ご家族が

素敵な笑顔で溢れるように…

